

氏 名 : 奥谷めぐみ
専攻分野の名称 : 博士（教育学）
学位記番号 : 博甲第 239 号
学位授与年月日 : 平成 26 年 9 月 30 日
学位授与の要件 : 学位規則第 4 条第 1 項該当 課程博士
学位論文名 : 家庭科教師の学校消費者教育実践の現状と充実に向けた課題に関する研究
論文審査委員 : (主査) 教授 西村 隆男
(副査) 教授 高木 展郎 教授 重川 純子
教授 大竹 美登利 教授 松葉口 玲子

学位論文要旨

2012年8月に「消費者教育の推進に関する法律」が制定され、「消費者市民社会」を担う消費者の育成の重要性が示された。社会参画、倫理的な消費のための価値・態度形成を重視した学校消費者教育の展開が求められている。教育現場における消費者教育の支援活用の課題について、先行研究を概観すると、教育現場と消費者行政との意識や実態の乖離が指摘されている。新たな消費者教育推進の動きの中で、再度教育現場と支援者との関係性を検討し、教師支援の在り方を検討する必要があると考えた。

そこで本研究では、家庭科における消費者教育に着目し、教育現場における授業開発の実態と課題、消費者行政をはじめとする支援者の実態及び課題の双方を明らかにする。その成果を対比させ、消費者教育への理解の促進と、授業実践の質と量の充実に向けた、教育現場と支援者のそれぞれの役割と教師支援の在り方および課題を提案することを目的とした。

各章の概要及び、本研究の成果を次に示す。

「第1章 学校教育における消費者教育の位置づけと教師支援の必要性」では、先行研究の調査から消費者教育の定義の変遷を含めた教育的、社会的動向、消費者教育の必要性が高まった経緯と、その学校教育における位置づけの変遷を明らかにし、本研究における消費者教育の定義を示した。

「第2章 家庭科教師による消費者教育実践の現状と課題」では、アンケート調査とインタビュー調査から、消費者教育イメージの変化が家庭科における消費者教育の授業実践に与えている影響と、教育現場における消費者教育実践の実態を明らかにした。積極的な取り組みを展開する教師の実態から、消費者教育に対する理解の促進において、第三者との継続的な授業実践や教材の検討、評価の活動が必要であることが示唆された。

「第3章 消費者教育に関する教員研修ニーズからみえる支援の課題」では、教師の研修に対するニーズの分析を行った。消費者教育に対する理解の程度が研修ニーズに影響を及ぼしていることが明らかになった。積極的に自身の教育実践をよりよいものにしていくとする消費者教育への理解が深い教師と、具体的な授業実践のイメージが形成されていない教師では研修へのニーズ

が異なり、全ての教師に対して、消費者教育の目的や理念、消費者教育と教科との関連性を解説する機会の設定が必要であることが示唆された。

「第4章 消費者行政及び消費者教育関連団体における教師支援の現状と課題」では、消費者行政と消費者教育関連団体の取り組みに着目し、ヒアリング調査を通して、既存の消費者教育支援の実態を明らかにした。教師と消費生活相談員が連携し、授業開発や教材開発するという取り組みが展開されており、今後、継続的な協働を重ねることで、消費者教育の人材育成という観点から、教師と支援者の双方にとってメリットのある取り組みになることが示唆された。

「第5章 消費者教育に関する教員研修が学校教育現場に与える影響」では、2010年に岐阜県で実施された「消費者教育指導者養成講座」、及び2010年東京都で実施された「消費者問題教員講座」において、参与観察及び受講後のアンケート調査を実施し、消費者教育における研修の効果と有効性について検討した。教師とのつながりを作るという項目において、期待以上の満足感が得られていた。研修を通じて形成された教師の交流を維持できるよう、交流の場を外部が設定することの意義が明らかになった。消費生活センターが実施している研修にはリピーターが多く、消費生活センターが地域の消費者教育推進を支える情報を提供するリソースセンターとして、継続的に機能することが求められている実情を明らかにした。

最後に、「第6章 消費者教育実践の充実を目指す家庭科教師支援の提案」では、これまでの明らかにしてきた教育現場と消費者行政をはじめとする支援者の実態と課題から、教師の消費者教育に対する、意識のタイプによる支援の在り方を提案した。消費者教育への理解が不十分な、あるいは固定的なイメージを持った「基礎概念追究型」の教師に対して教育行政による消費者教育理念に対する理解を促す全体的な研修を実施し、消費者教育経験をある程度重ねた「応用実践追究型」の教師には消費者行政と連携した授業開発、教材開発のワークショップという支援の在り方を提案した。

以上、本研究の成果は、家庭科における消費者教育実践の推進に留まらず、消費者行政における消費者教育実践者・支援者の育成という側面からも有意義な提案と言える。今後、消費者教育の更なる理解の定着と推進に向けて、具体的な研修プログラムの提案が期待される。